

2 第一表の「収入金額等」と「所得金額等」の箇所を書きます。

- 作成に当たっては、「令和5年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」の7ページから14ページも併せてご覧ください。

提出先、申告年分などを書いてください。
0□には「5」と書き、空白部分には「確定」と書いてください。

住所、マイナンバー（個人番号）、氏名などを書いてください。
なお、生年月日の元号は、次の該当する番号を書いてください。

明治1、大正2、昭和3、平成4、令和5

※ 住所地以外の居所・事業所等の所在地を所轄する税務署に申告される方は、「現在の住所又は居所・事業所等」欄の当てはまる文字を「○」で囲み、その所在地を上段に、住所を下段に書いてください。

なお、住所地以外で申告をする場合、「郵便番号」欄は、上段に書いた所在地の郵便番号を書いてください。

また、「令和 年」の空白に「6」と書き、令和6年1月1日現在の住所を書いてください。

収入金額等 所得金額等

事業所得、不動産所得がある方は、「収支内訳書」（青色申告の方は、「青色申告決算書」）に基づいて書いてください。

給与所得

給与所得の金額は、42ページの「3(1) 給与所得金額の計算表」で求めることができます。

なお、この事例のように給与等の収入金額が年末調整を受けたものだけであり、かつ、所得金額調整控除(42ページ)の②に該当しない場合には、「給与所得の源泉徴収票」から右のように転記できます。
※ 「給与所得者の特定支出控除」を受ける方は、国税庁ホームページのタックスアンサー「No.1415 給与所得者の特定支出控除」を参照してください。

公的年金等の雑所得

公的年金等の雑所得がある場合には、「令和5年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」の11ページから12ページでその金額を求めることができます。

申告書第一表 (上部)

確定申告書には、マイナンバー(個人番号)を記入する必要があります。

令和6年2月16日 令和05年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書 FA2203

納税地 T市〇〇町8-5

氏名 東京 太郎

住所 T市〇〇町8-5

マイナンバー 1234567890101

収入金額等 6700000

所得金額等 4930000

申告の種類を表示します。土地や建物の譲渡所得がある方は、「分離」を「○」で囲みます。あなたが青色申告者の場合は、「青色」も「○」で囲みます。

第三表(12欄へ(18ページ))

3 第二表を作成します。

- 作成に当たっては、「令和5年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」の6ページ及び15ページも併せてご覧ください。

申告書第二表

令和05年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書 FA2303

住所 T市〇〇町8-5

氏名 東京 太郎

所得の内訳 (所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)

所得の種類	収入金額	源泉徴収税額
給与	6,700,000	255,700
雑所得	0	0
合計	6,700,000	255,700

総合課税の譲渡所得一時所得に関する事項 (11)

所得の種類 収入金額 必要経費等 差引金額

特例適用 雑所得

配偶者や親族に関する事項 (20~23)

配偶者の氏名 東京 花子

配偶者の生年月日 42.12.15

配偶者の職業 専業主婦

住民税・事業税に関する事項

住民税 非課税

事業税 非課税

申告年分、空白部分、住所、氏名などを書いてください。

「社会保険料控除」欄など

第一表の⑬欄から⑳欄の金額が、年末調整を受けた金額と同じ場合、これらに対応する第二表の該当欄は、源泉徴収票から転記する必要はありません。

この事例では、社会保険料控除、生命保険料控除、地震保険料控除の金額が、年末調整を受けた金額と同じですので、源泉徴収票から転記していません。

なお、年末調整を受けた金額と異なる場合は、あなたが支払ったり、あなたの給与などから差し引かれたりした保険料や掛金の金額を書いてください(旧生命保険料に係る1契約9千円以下のもの等を除き、支払をした旨を証する書類を添付又は提示する必要があります。詳しくは、「令和5年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」の41ページを参照してください。)

⑬ 社会保険料控除

あなたや生計を一にする配偶者その他の親族が負担することになっている健康保険料、国民健康保険料(税)、国民年金保険料及び国民年金基金の掛金、後期高齢者医療保険料、介護保険料などで、あなたが支払ったり、あなたの給与などから差し引かれたりした社会保険料の金額を書きます。

⑮ 生命保険料控除

新(旧)生命保険や介護医療保険、新(旧)個人年金保険について、あなたが支払った保険料(いわゆる契約者配当金を除きます。)がある場合に、新(旧)生命保険料、介護医療保険料、新(旧)個人年金保険料の別に、その合計額を書きます。

⑯ 地震保険料控除

損害保険契約等について、あなたが支払った地震等損害部分の保険料(いわゆる契約者配当金を除きます。)がある場合に、地震保険料と旧長期損害保険料の別に、その合計額を書きます。

この事例では、あなた(土地を売却された方)の合計所得金額が1,000万円を超えているため、「配偶者(特別)控除」(16ページ参照)の適用ができませんが、配偶者が、同一生計配偶者に該当するので、この欄を記入してください。詳しくは、「令和5年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」の19ページから20ページを参照してください。

住民税・事業税に関する事項
給与所得者が給与所得及び公的年金等に係る所得以外(令和6年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の所得に対する住民税を、給与から差し引くことを希望する場合は、この欄の「特別徴収」の□に○を記入し、また、給与から差し引かないで別に納付することを希望する場合は「自分で納付」の□に○を記入してください。

事例2(記載例)

事例2(記載例)

4 第一表の「所得から差し引かれる金額」の箇所を書きます。

○ 「所得から差し引かれる金額」は、「令和5年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」の15ページから23ページで計算できます。

☞ 「給与所得の源泉徴収票」からの転記

この事例では、各種控除額が既に年末調整により給与所得から控除されていますので、該当する所得控除額を「給与所得の源泉徴収票」から転記することができます。

※ ⑬欄から⑳欄の控除額の全てが年末調整を受けた金額と同じ場合は、⑬欄から⑳欄の記載を省略し、㉕欄に「給与所得の源泉徴収票」の「所得控除の額の合計額」欄の金額を転記することができます。

令和5年分 給与所得の源泉徴収票

支払元	トウキョウ タロウ
住所	T市〇〇町8-5
給与・賞与	6,700,000
控除額	4,930,000
所得金額	1,770,000
社会保険料等の金額	580,000
生命保険料等の控除額	50,000
地震保険料等の控除額	50,000

申告書第一表 (左下部)

社会保険料控除 (13)	580,000
小規模企業共済等掛金控除 (14)	
生命保険料控除 (15)	50,000
地震保険料控除 (16)	50,000
寡婦・ひとり親控除 (17)	0,000
勤労学生・障害者控除 (18)	0,000
配偶者特別控除 (19)	0,000
扶養控除 (23)	0,000
基礎控除 (24)	0,000
⑬から⑳までの計 (25)	680,000
雑損控除 (26)	
医療費控除 (27)	
寄附金控除 (28)	
合計 (25+26+27+28)	680,000

第三表㉑欄へ (18ページ)

この事例の場合、合計所得金額が1,000万円を超えていますので、「配偶者(特別)控除」は適用できません。また、合計所得金額が2,500万円を超えていますので、「基礎控除」は適用できません。

㉑～㉒ 配偶者(特別)控除

あなたに生計を一にする配偶者がいる場合に、あなたと配偶者のそれぞれの令和5年分の合計所得金額に応じて受けられる控除です。

- あなたの令和5年分の合計所得金額が1,000万円を超えている場合は、控除を受けられません。
- 配偶者が、青色申告者の事業専従者として給与の支払を受けている場合、白色申告者の事業専従者となっている場合、他の納税者の扶養親族として扶養控除又は障害者控除の対象とされている場合は、控除を受けられません。
- 夫婦がお互いに配偶者特別控除を適用することはできません。
- 配偶者特別控除の適用を受ける場合は、㉑～㉒欄の「区分1」の□に「1」と記入し、控除額を書いてください。
- 「控除対象配偶者」とは、あなたと生計を一にする配偶者(青色申告者の事業専従者として給与の支払を受ける方及び白色申告者の事業専従者を除きます。)で、合計所得金額が48万円以下である方のうち、あなたの令和5年分の合計所得金額が1,000万円以下の場合の配偶者をいいます。
- 「老人控除対象配偶者」とは、控除対象配偶者のうち、昭和29年1月1日以前に生まれた方(年齢が70歳以上の方)をいいます。

㉓ 扶養控除

あなたに控除対象扶養親族がいる場合に、一定の金額が控除されます。

- 「控除対象扶養親族」とは、扶養親族のうち、平成20年1月1日以前に生まれた方(年齢が16歳以上の方)で一定の方をいいます。
- 「特定扶養親族」とは、控除対象扶養親族のうち、平成13年1月2日から平成17年1月1日までの間に生まれた方(年齢が19歳以上23歳未満の方)をいいます。
- 「老人扶養親族」とは、控除対象扶養親族のうち、昭和29年1月1日以前に生まれた方(年齢が70歳以上の方)をいいます。
- 「同居老親等」とは、老人扶養親族のうち、あなたや配偶者の直系尊属で、あなたや配偶者との同居を常としている方をいいます。

㉔ 基礎控除

あなたの令和5年分の合計所得金額に応じて適用される控除です。

- あなたの令和5年分の合計所得金額が2,500万円を超えている場合は、控除を受けられません。

〔配偶者(特別)控除額〕

あなた(居住者)の合計所得金額	控除の種類		
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
48万円以下 (控除対象配偶者)	38万円	26万円	13万円
老人控除対象配偶者	48万円	32万円	16万円
48万円超 95万円以下	38万円	26万円	13万円
95万円超 100万円以下	36万円	24万円	12万円
100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円
105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円
110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円
115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円
120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円
125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円
130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円
133万円超	0円	0円	0円

〔扶養控除額〕

区分	控除額	
一般の控除対象扶養親族	38万円	
特定扶養親族	63万円	
老人扶養親族	同居老親等	58万円
	同居老親等以外	48万円

〔基礎控除額〕

あなたの合計所得金額	控除額
2,400万円以下	48万円
2,400万円超 2,450万円以下	32万円
2,450万円超 2,500万円以下	16万円
2,500万円超	0円(適用なし)

5 第三表の分離課税の「収入金額」や「所得金額」などの箇所を書きます。

○ 作成に当たっては、「譲渡所得の内訳書(確定申告書付表兼計算明細書)」から転記します。

申告書第三表(分離課税用)(上部)

令和05年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書(分離課税用)

住所: T市〇〇町8-5
氏名: トウキョウ タロウ

収入金額	50,000,000	税金	0
所得金額	45,697,500	所得金額	45,697,500

申告年分と空白部分を左のように書いてください。

住所、氏名などを書いてください。なお、税務署から申告書が送付された方で、印字されている住所、氏名などに誤りがありましたら、お手数ですが訂正をお願いします。

○ 分離課税の短期・長期譲渡所得に関する事項

区分
43ページの「4 土地や建物を売却したときの税額の計算方法早見表」を参照し、該当する譲渡所得の区分を書きます。この事例では、長期譲渡所得の一般分に該当しますので、「長期・一般」と書いてください。

収入金額 所得金額

「譲渡所得の内訳書(確定申告書付表兼計算明細書)」の3面の「4」から転記します。取引が複数ある場合には、譲渡所得の区分ごとに、その合計額を各欄に書いてください。

☞ 合計所得金額 (14ページ参照)

土地や建物などに係る譲渡所得がある場合の合計所得金額は、下のイとロの合計額です。

イ 第一表の「所得金額等」〔㉔合計〕欄の金額

ロ 第三表の「㉑差引金額の合計額」欄の金額 (又は「譲渡所得の内訳書(確定申告書付表兼計算明細書)」の3面の「4」の「C差引金額」欄の金額の合計額)

イ + ロ = 合計所得金額

この事例では、次のようになります。
(イの金額) 4,930,000円 + (ロの金額) 45,697,500円 = 50,627,500円 (合計所得金額)

事例2(記載例)

事例2(記載例)

6 第三表の税金の計算の箇所を書きます。

第一表の「所得金額等」[⑫合計]欄に記載した金額(14ページ参照)と「所得から差し引かれる金額」[⑲合計]欄に記載した金額(16ページ参照)を転記してください。

「課税される所得金額」の計算

⑫欄の金額(赤字の場合は0円) - ⑲欄の金額 = A
として

Aの金額が黒字の場合

Aの金額を⑦欄に1,000円未満の端数を切り捨てて書いてください。

次に⑥⑥欄から⑦⑥欄までの金額を、対応する⑦⑧欄から⑧④欄にそれぞれの金額ごとに1,000円未満の端数を切り捨てて書いてください。

Aの金額が赤字の場合

引ききれなかったAの金額については、原則として、⑥⑥欄から⑦⑥欄までの金額から順次差し引いてください。

次に差し引いた残りの金額を、対応する⑦⑧欄から⑧④欄にそれぞれの金額ごとに1,000円未満の端数を切り捨てて書いてください。ただし、その差し引いた残りの金額が1,000円未満の場合(赤字の場合も含まれます。)は記入の必要はありません。

この事例の場合、⑲欄の金額(680,000円)が⑫欄の金額(4,930,000円)から引ききれれていますから、その残額である4,250,000円を⑦⑦欄に書き、⑧⑧欄の金額は、1,000円未満の端数を切り捨てて⑦⑨欄に転記します。

「税額」の計算

総合課税の所得金額に対する税額

42ページの「3(2) 総合課税の所得金額に対する税額の計算表」により計算できます。
この事例では、次のようになります。

課税される所得金額(⑦欄) × 所得税の税率 - 控除額 = 総合課税の所得金額に対する税額
4,250,000円 × 0.2 - 427,500円 = 422,500円 (⑧⑤欄に書きます。)

分離課税の所得金額に対する税額

この事例では、長期譲渡所得(一般分)に該当しますから、所得税の税率は一律15%(他に住民税5%)です。

なお、所得税の税率については、43ページの「4 土地や建物を売却したときの税額の計算方法早見表」を参照してください。

課税される所得金額(⑦⑨欄) × 所得税の税率 = 分離課税の所得金額に対する税額
45,697,000円 × 0.15 = 6,854,550円 (⑧⑦欄に書きます。)

申告書第三表(分離課税用)(左下部)

短期譲渡	一般分	⑥⑥	
軽減分		⑥⑦	
長期譲渡	一般分	⑥⑧	45697500
特定分		⑥⑨	
軽減分		⑦①	
一般株式等の譲渡		⑦②	
上場株式等の譲渡		⑦③	
先物取引		⑦④	
山林		⑦⑤	
退職		⑦⑥	
総合課税の合計額	(申告書第一表の⑫)	⑫	49300000
所得から差し引かれる金額	(申告書第一表の⑲)	⑲	6800000
課税される所得金額		⑦	42500000
⑦⑦ 対応分		⑦⑦	42500000
⑦⑧ 対応分		⑦⑧	000
⑦⑨ 対応分		⑦⑨	45697000
⑧① 対応分		⑧①	000
⑧② 対応分		⑧②	000
⑧③ 対応分		⑧③	000
⑧④ 対応分		⑧④	000
⑧⑤ 対応分		⑧⑤	000
⑧⑥ 対応分		⑧⑥	000
⑧⑦ 対応分		⑧⑦	000
⑧⑧ 対応分		⑧⑧	000
⑧⑨ 対応分		⑧⑨	000
⑧⑩ 対応分		⑧⑩	000
⑧⑪ 対応分		⑧⑪	000
⑧⑫ 対応分		⑧⑫	000
⑧⑬ 対応分		⑧⑬	000
⑧⑭ 対応分		⑧⑭	000
⑧⑮ 対応分		⑧⑮	000
⑧⑯ 対応分		⑧⑯	000
⑧⑰ 対応分		⑧⑰	000
⑧⑱ 対応分		⑧⑱	000
⑧⑲ 対応分		⑧⑲	000
⑧⑳ 対応分		⑧⑳	000
⑧㉑ 対応分		⑧㉑	000
⑧㉒ 対応分		⑧㉒	000
⑧㉓ 対応分		⑧㉓	000
⑧㉔ 対応分		⑧㉔	000
⑧㉕ 対応分		⑧㉕	000
⑧㉖ 対応分		⑧㉖	000
⑧㉗ 対応分		⑧㉗	000
⑧㉘ 対応分		⑧㉘	000
⑧㉙ 対応分		⑧㉙	000
⑧㉚ 対応分		⑧㉚	000
⑧㉛ 対応分		⑧㉛	000
⑧㉜ 対応分		⑧㉜	000
⑧㉝ 対応分		⑧㉝	000
⑧㉞ 対応分		⑧㉞	000
⑧㉟ 対応分		⑧㉟	000
⑧㊱ 対応分		⑧㊱	000
⑧㊲ 対応分		⑧㊲	000
⑧㊳ 対応分		⑧㊳	000
⑧㊴ 対応分		⑧㊴	000
⑧㊵ 対応分		⑧㊵	000
⑧㊶ 対応分		⑧㊶	000
⑧㊷ 対応分		⑧㊷	000
⑧㊸ 対応分		⑧㊸	000
⑧㊹ 対応分		⑧㊹	000
⑧㊺ 対応分		⑧㊺	000
⑧㊻ 対応分		⑧㊻	000
⑧㊼ 対応分		⑧㊼	000
⑧㊽ 対応分		⑧㊽	000
⑧㊾ 対応分		⑧㊾	000
⑧㊿ 対応分		⑧㊿	000
⑨① 対応分		⑨①	000
⑨② 対応分		⑨②	000
⑨③ 対応分		⑨③	000
⑨④ 対応分		⑨④	000
⑨⑤ 対応分		⑨⑤	000
⑨⑥ 対応分		⑨⑥	000
⑨⑦ 対応分		⑨⑦	000
⑨⑧ 対応分		⑨⑧	000
⑨⑨ 対応分		⑨⑨	000
⑨⑩ 対応分		⑨⑩	000
⑨⑪ 対応分		⑨⑪	000
⑨⑫ 対応分		⑨⑫	000
⑨⑬ 対応分		⑨⑬	000
⑨⑭ 対応分		⑨⑭	000
⑨⑮ 対応分		⑨⑮	000
⑨⑯ 対応分		⑨⑯	000
⑨⑰ 対応分		⑨⑰	000
⑨⑱ 対応分		⑨⑱	000
⑨⑲ 対応分		⑨⑲	000
⑨⑳ 対応分		⑨⑳	000
⑨㉑ 対応分		⑨㉑	000
⑨㉒ 対応分		⑨㉒	000
⑨㉓ 対応分		⑨㉓	000
⑨㉔ 対応分		⑨㉔	000
⑨㉕ 対応分		⑨㉕	000
⑨㉖ 対応分		⑨㉖	000
⑨㉗ 対応分		⑨㉗	000
⑨㉘ 対応分		⑨㉘	000
⑨㉙ 対応分		⑨㉙	000
⑨㉚ 対応分		⑨㉚	000
⑨㉛ 対応分		⑨㉛	000
⑨㉜ 対応分		⑨㉜	000
⑨㉝ 対応分		⑨㉝	000
⑨㉞ 対応分		⑨㉞	000
⑨㉟ 対応分		⑨㉟	000
⑨㊱ 対応分		⑨㊱	000
⑨㊲ 対応分		⑨㊲	000
⑨㊳ 対応分		⑨㊳	000
⑨㊴ 対応分		⑨㊴	000
⑨㊵ 対応分		⑨㊵	000
⑨㊶ 対応分		⑨㊶	000
⑨㊷ 対応分		⑨㊷	000
⑨㊸ 対応分		⑨㊸	000
⑨㊹ 対応分		⑨㊹	000
⑨㊺ 対応分		⑨㊺	000
⑨㊻ 対応分		⑨㊻	000
⑨㊼ 対応分		⑨㊼	000
⑨㊽ 対応分		⑨㊽	000
⑨㊾ 対応分		⑨㊾	000
⑨㊿ 対応分		⑨㊿	000
⑩① 対応分		⑩①	000
⑩② 対応分		⑩②	000
⑩③ 対応分		⑩③	000
⑩④ 対応分		⑩④	000
⑩⑤ 対応分		⑩⑤	000
⑩⑥ 対応分		⑩⑥	000
⑩⑦ 対応分		⑩⑦	000
⑩⑧ 対応分		⑩⑧	000
⑩⑨ 対応分		⑩⑨	000
⑩⑩ 対応分		⑩⑩	000
⑩⑪ 対応分		⑩⑪	000
⑩⑫ 対応分		⑩⑫	000
⑩⑬ 対応分		⑩⑬	000
⑩⑭ 対応分		⑩⑭	000
⑩⑮ 対応分		⑩⑮	000
⑩⑯ 対応分		⑩⑯	000
⑩⑰ 対応分		⑩⑰	000
⑩⑱ 対応分		⑩⑱	000
⑩⑲ 対応分		⑩⑲	000
⑩⑳ 対応分		⑩⑳	000
⑩㉑ 対応分		⑩㉑	000
⑩㉒ 対応分		⑩㉒	000
⑩㉓ 対応分		⑩㉓	000
⑩㉔ 対応分		⑩㉔	000
⑩㉕ 対応分		⑩㉕	000
⑩㉖ 対応分		⑩㉖	000
⑩㉗ 対応分		⑩㉗	000
⑩㉘ 対応分		⑩㉘	000
⑩㉙ 対応分		⑩㉙	000
⑩㉚ 対応分		⑩㉚	000
⑩㉛ 対応分		⑩㉛	000
⑩㉜ 対応分		⑩㉜	000
⑩㉝ 対応分		⑩㉝	000
⑩㉞ 対応分		⑩㉞	000
⑩㉟ 対応分		⑩㉟	000
⑩㊱ 対応分		⑩㊱	000
⑩㊲ 対応分		⑩㊲	000
⑩㊳ 対応分		⑩㊳	000
⑩㊴ 対応分		⑩㊴	000
⑩㊵ 対応分		⑩㊵	000
⑩㊶ 対応分		⑩㊶	000
⑩㊷ 対応分		⑩㊷	000
⑩㊸ 対応分		⑩㊸	000
⑩㊹ 対応分		⑩㊹	000
⑩㊺ 対応分		⑩㊺	000
⑩㊻ 対応分		⑩㊻	000
⑩㊼ 対応分		⑩㊼	000
⑩㊽ 対応分		⑩㊽	000
⑩㊾ 対応分		⑩㊾	000
⑩㊿ 対応分		⑩㊿	000
⑪① 対応分		⑪①	000
⑪② 対応分		⑪②	000
⑪③ 対応分		⑪③	000
⑪④ 対応分		⑪④	000
⑪⑤ 対応分		⑪⑤	000
⑪⑥ 対応分		⑪⑥	000
⑪⑦ 対応分		⑪⑦	000
⑪⑧ 対応分		⑪⑧	000
⑪⑨ 対応分		⑪⑨	000
⑪⑩ 対応分		⑪⑩	000
⑪⑪ 対応分		⑪⑪	000
⑪⑫ 対応分		⑪⑫	000
⑪⑬ 対応分		⑪⑬	000
⑪⑭ 対応分		⑪⑭	000
⑪⑮ 対応分		⑪⑮	000
⑪⑯ 対応分		⑪⑯	000
⑪⑰ 対応分		⑪⑰	000
⑪⑱ 対応分		⑪⑱	000
⑪⑲ 対応分		⑪⑲	000
⑪⑳ 対応分		⑪⑳	000
⑪㉑ 対応分		⑪㉑	000
⑪㉒ 対応分		⑪㉒	000
⑪㉓ 対応分		⑪㉓	000
⑪㉔ 対応分		⑪㉔	000
⑪㉕ 対応分		⑪㉕	000
⑪㉖ 対応分		⑪㉖	000
⑪㉗ 対応分		⑪㉗	000
⑪㉘ 対応分		⑪㉘	000
⑪㉙ 対応分		⑪㉙	000
⑪㉚ 対応分		⑪㉚	000
⑪㉛ 対応分		⑪㉛	000
⑪㉜ 対応分		⑪㉜	000
⑪㉝ 対応分		⑪㉝	000
⑪㉞ 対応分		⑪㉞	000
⑪㉟ 対応分		⑪㉟	000
⑪㊱ 対応分		⑪㊱	000
⑪㊲ 対応分		⑪㊲	000
⑪㊳ 対応分		⑪㊳	000
⑪㊴ 対応分		⑪㊴	000
⑪㊵ 対応分		⑪㊵	000
⑪㊶ 対応分		⑪㊶	000
⑪㊷ 対応分		⑪㊷	000
⑪㊸ 対応分		⑪㊸	000
⑪㊹ 対応分		⑪㊹	000
⑪㊺ 対応分		⑪㊺	000
⑪㊻ 対応分		⑪㊻	000
⑪㊼ 対応分		⑪㊼	000
⑪㊽ 対応分		⑪㊽	000
⑪㊾ 対応分		⑪㊾	000
⑪㊿ 対応分		⑪㊿	000
⑫① 対応分		⑫①	000
⑫② 対応分		⑫②	000
⑫③ 対応分		⑫③	000
⑫④ 対応分		⑫④	000
⑫⑤ 対応分		⑫⑤	000
⑫⑥ 対応分		⑫⑥	000
⑫⑦ 対応分		⑫⑦	000
⑫⑧ 対応分		⑫⑧	000
⑫⑨ 対応分		⑫⑨	000
⑫⑩ 対応分		⑫⑩	000
⑫⑪ 対応分		⑫⑪	000
⑫⑫ 対応分		⑫⑫	000
⑫⑬ 対応分		⑫⑬	000
⑫⑭ 対応分		⑫⑭	000
⑫⑮ 対応分		⑫⑮	000
⑫⑯ 対応分		⑫⑯	000
⑫⑰ 対応分		⑫⑰	000
⑫⑱ 対応分		⑫⑱	000
⑫⑲ 対応分		⑫⑲	000
⑫⑳ 対応分		⑫⑳	000
⑫㉑ 対応分		⑫㉑	000
⑫㉒ 対応分		⑫㉒	000
⑫㉓ 対応分		⑫㉓	000
⑫㉔ 対応分		⑫㉔	000
⑫㉕ 対応分		⑫㉕	000
⑫㉖ 対応分		⑫㉖	000
⑫㉗ 対応分		⑫㉗	000
⑫㉘ 対応分		⑫㉘	000
⑫㉙ 対応分		⑫㉙	000
⑫㉚ 対応分		⑫㉚	000
⑫㉛ 対応分		⑫㉛	000
⑫㉜ 対応分		⑫㉜	000
⑫㉝ 対応分		⑫㉝	000
⑫㉞ 対応分		⑫㉞	000
⑫㉟ 対応分		⑫㉟	000
⑫㊱ 対応分		⑫㊱	000
⑫㊲ 対応分		⑫㊲	000
⑫㊳ 対応分		⑫㊳	000
⑫㊴ 対応分		⑫㊴	000
⑫㊵ 対応分		⑫㊵	000
⑫㊶ 対応分		⑫㊶	000
⑫㊷ 対応分		⑫㊷	000
⑫㊸ 対応分		⑫㊸	000
⑫㊹ 対応分		⑫㊹	000
⑫㊺ 対応分		⑫㊺	000
⑫㊻ 対応分		⑫㊻	000
⑫㊼ 対応分		⑫㊼	000
⑫㊽ 対応分		⑫㊽	000
⑫㊾ 対応分		⑫㊾	000
⑫㊿ 対応分		⑫㊿	000

申告書第三表(分離課税用)(右上部)

⑦⑦ 対応分		⑦⑦	422500
⑦⑧ 対応分		⑦⑧	
⑦⑨ 対応分		⑦⑨	6854550
⑧① 対応分		⑧①	
⑧② 対応分		⑧②	
⑧③ 対応分		⑧③	
⑧④ 対応分		⑧④	
⑧⑤ 対応分		⑧⑤	
⑧⑥ 対応分		⑧⑥	
⑧⑦ 対応分		⑧⑦	
⑧⑧ 対応分		⑧⑧	
⑧⑨ 対応分		⑧⑨	
⑧⑩ 対応分		⑧⑩	
⑧			